

第1章 総則

第1節 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景及び目的

2011年3月に発生した東日本大震災による災害、さらに2016年4月に発生した熊本地震などでは、被災が広い範囲に及び、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が大きく、廃棄物も大量に発生しました。

これら大きな災害からの復興を進めていくためには、水害及び震災の教訓を十分に活かし、市民が安心して暮らせる災害に強い地域社会の形成が不可欠です。

国においても、これらの災害による大量の災害廃棄物の発生を鑑み、災害廃棄物対策指針の改定を行うなど、災害廃棄物の処理に関する対策を進めています。

そこで中央市（以下、「本市」）は、大規模災害時に大量に発生するがれき等を迅速・適切に処理し、市域全体の迅速な復旧・復興に寄与するため、中央市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）を策定します。本計画は大規模災害の発生に備え、本市における平常時の災害予防対策と、発災時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものです。

表 1-1 大規模災害時の災害廃棄物の発生量

災害名	発生年月	災害廃棄物量	処理期間
阪神・淡路大震災	1995年1月	1500万t	約3年
新潟県中越地震	2004年10月	60万t	約3年
東日本大震災	2011年3月	3100万t (津波堆積物1100万tを含む)	約3年 (福島県を除く)
伊豆大島豪雨災害	2013年10月	23万t	約1年
広島県土砂災害	2014年8月	52万t	約1.5年
関東・東北豪雨 (常総市)	2015年9月	5万2千t	約1年
熊本地震 (熊本県)	2016年4月	303万t ^(※1)	約2年
平成30年7月豪雨 (岡山県、広島県、愛媛県)	2018年7月	200万t ^(※2)	約2年 (予定)

※1:2018年2月末時点の処理実績量

※2:被災3県(岡山県、広島県、愛媛県)公表値の合計(2018年12月20日時点)

出典:2018年度環境省資料

中央市

- ・人口 30,876 人（2019 年 10 月 1 日現在）※
- ・世帯数 13,201 世帯 ※
- ・面積 31.69km²

中央市は山梨県の中央部にある市であり、釜無川により形成された沖積平野の地域と御坂山系からなる山間地域の、地理的特性を有する二つの地域があり、両地域は笛吹川によって隔てられている。

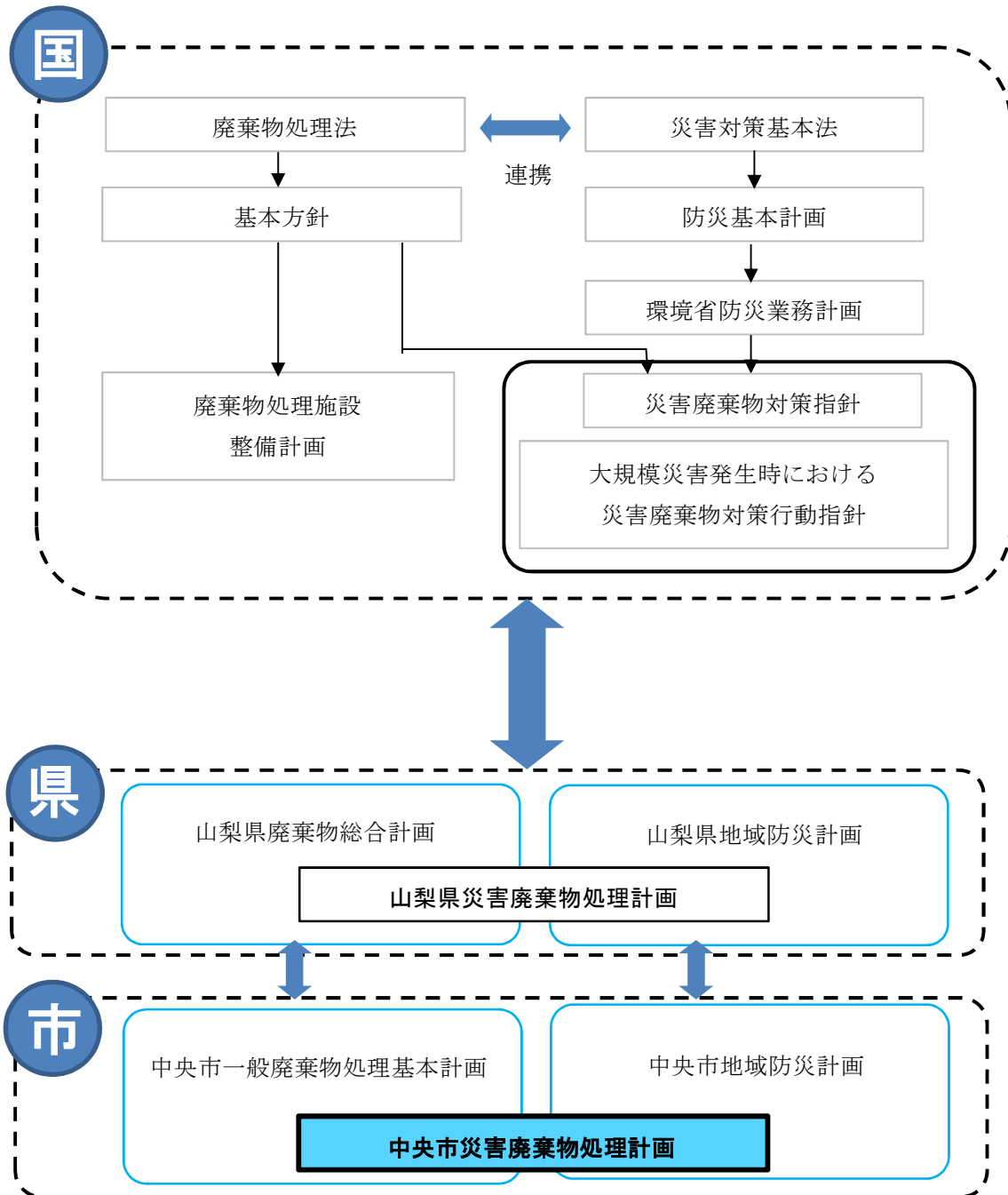
※：中央市行政区別人口統計表による



図 1-1 本市の位置

2 計画の位置づけ

本計画は、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な役割を示すものであり、環境省の定める災害廃棄物対策指針（2018年3月改定）に基づき策定し、山梨県災害廃棄物処理計画（2017年4月策定）及び中央市地域防災計画（2016年3月改定）と整合を図ります。



参考：山梨県災害廃棄物処理計画から作成

図 1-2 本計画の位置付け

3 処理主体

災害廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（1970年法律第137号）において、一般廃棄物に区分され、本市で発生した災害廃棄物の処理は、本市が主体となって処理を行うことを基本とします。災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、本市で処理することが困難な場合は、近隣市町村等及び民間事業者からの支援、事務委託等により山梨県や国の支援を受けながら処理を行います。

4 処理の基本方針

本計画における災害廃棄物処理の基本方針は、次のとおりとします。

基本方針1 迅速な処理

- ・災害廃棄物の適正な処理体制を確保し時々刻々変化する状況に迅速に対応することで、市民の生活環境を保全し、地域の早期復興を図ります。
- ・発災から概ね3年間以内の処理を目指します。

基本方針2 計画的な処理

- ・一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場を適正に配置し、計画的に処理します。
- ・本市による処理が困難な場合は、山梨県や近隣市町村等と連携して処理を行います。

基本方針3 衛生的な処理

- ・腐敗性廃棄物は、悪臭や害虫の発生等を考慮し、生活衛生の確保を最重要事項として対応します。
- ・生ごみやし尿については、速やかに分別収集し、優先的に焼却処分を行います。

基本方針4 環境に配慮した処理

- ・混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正な処理を行います。
- ・特に不法投棄及び野焼きの防止には十分留意します。

基本方針5 リサイクルの推進

- ・多量に発生する災害廃棄物の分別を徹底し、リサイクルを推進します。

基本方針6 安全な作業の確保

- ・発災時の清掃業務は、発生量や廃棄物の組成、危険物の混入等が考えられることから、作業に従事する市民・民間事業者・ボランティア、市職員等の安全確保に努めます。

5 計画の見直し

本計画は、地域防災計画や被害想定などの前提条件に変更があった場合、他自治体の災害の検証結果や職員の教育訓練等で問題や課題が明確になった場合、新たな処理施設が稼働した場合など、必要に応じて見直し実効性を高めていきます。

第2節 対象とする災害及び災害廃棄物

1 対象とする災害と被害想定

(1) 対象とする災害

中央市地域防災計画及び山梨県災害廃棄物処理計画では、表 1-2 に示した 6 つの地震パターンが想定されており、本市に最も被害をもたらすと想定される地震は「釜無川断層地震」です。したがって、被害想定は「釜無川断層地震」を用いて対策を行います。

表 1-2 想定する地震

区分	想定地震	単位	東海地震	南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木・愛川断層地震	曾根丘陵断層地震	糸魚川-静岡構造線地震
震源	—		駿河湾港口	山梨県と神奈川県 の県境	山梨県と長野県を 結ぶライン	山梨県と東京都を 結ぶライン	甲府近郊	糸魚川市から静岡市 の延長
規模 (マグニチュード)	M		8.0	7.0	7.4	7.0	6.1	7.0
地表最大加速度	gal		300~400	100~200	400 以上	400 以上	400 以上	400 以上
建物全壊	棟		229	78	2,009	709	2,139	411
建物半壊	棟		1,109	637	2,068	1,718	2,058	1,656
地震火災	棟		15	0	219	6	14	6
災害廃棄物の発生量	可燃物	t	9,603	3,276	43,950	17,937	45,630	12,279
	不燃物	t	10,361	3,276	54,943	18,222	46,266	12,564
	コンクリートがら	t	28,284	9,465	134,820	52,022	132,273	35,676
	金属くず	t	3,575	1,201	16,900	6,597	16,776	4,523
	柱角材	t	2,881	983	13,185	5,381	13,689	3,684
	合計	t	54,705	18,202	263,799	100,160	254,634	68,724

出典：山梨県災害廃棄物処理計画

：中央市地域防災計画

(2) 被害想定

釜無川断層地震の被害想定を以下に示します。

① 建物被害

予想される建物の被災数は、表 1-3 に示します。

表 1-3 建物の被災数

建物区分		棟数 (棟)	
振動による 被害棟数	全壊	田富	961
		玉穂	484
		豊富	564
		小計	2,009
	半壊	田富	1,082
		玉穂	628
		豊富	358
		小計	2,068
地震火災による 被害棟数	田富	89	
	玉穂	128	
	豊富	2	
	小計	219	
合計		4,296	

出典：中央市地域防災計画

② 想定避難者数

予想される避難者数は、表 1-4 に示します。

表 1-4 想定避難者数

避難区分	人数	
住居制約者による 避難人数	田富	5,066
	玉穂	2,866
	豊富	1,639
	計	9,571
ライフラインの支障※ ¹ により 物質を求める人口	田富	2,028
	玉穂	748
	豊富	533
	計	3,309

出典：中央市地域防災計画

※：ライフライン支障世帯数に各地区の1世帯あたり人口を乗じて算出。

(3) 想定地震における災害廃棄物の発生量

釜無川断層地震における災害廃棄物発生量は、表 1-5～1-8 に示します。

表 1-5 災害廃棄物の発生量（生活ごみ・避難施設ごみ・し尿を除く）

区分	被害棟数（棟）	災害廃棄物発生量（t）
全壊・半壊	4,077	244,169
焼失	219	19,630
災害廃棄物発生量合計		263,799

出典：山梨県災害廃棄物処理計画

表 1-6 災害廃棄物の発生量【種類別】

可燃物 (t)	不燃物 (t)	コンクリートがら (t)	金属 (t)	柱角材 (t)	合計 (t)
43,950	54,943	134,820	16,900	13,185	263,799

出典：山梨県災害廃棄物処理計画

表 1-5、1-6 で示した災害廃棄物の発生量には、発災直後から排出が始まる片付けごみが含まれています。片付けごみ量は表 1-7 に示し、その組成については表 1-8 に示します。

表 1-7 片付けごみの発生量

棟数	1棟あたりの片付けごみ 発生量（t/棟）	合計（t）
4,077	0.5	2,039

出典：環境省 環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

表 1-8 片付けごみの種類組成

区分	種類組成（%）							
	木製家具	ガス台	家具類	家電 4品目	その他 家電	生活用品	衣類	畳
	22.2	1.0	4.6	6.7	1.2	0.6	0.1	63.7

出典：環境省 環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

2 対象とする災害廃棄物の種類

本計画において対象とする災害廃棄物は表 1-9、1-10 に示します。

表 1-9 災害により発生する廃棄物

種類	内容
木くず	柱・梁・壁材、流木等
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車等
腐敗性廃棄物	豊、被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB 廃棄物、感染性廃棄物、有害性物質を含む医薬品類及び農薬類等
その他適正処理困難物	消火器、ボンベ類、ピアノ、マットレス等

出典：山梨県災害廃棄物処理計画

表 1-10 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

種類	内容
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
し尿	仮設トイレ等からの汲取りし尿
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ

出典：山梨県災害廃棄物処理計画